

社会福祉法人川崎町社会福祉協議会役員等の報酬等の 支給基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川崎町社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第10条及び第25条の規定に基づき、本会の評議員及び役員等の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 会長、副会長、常務理事、理事
- (2) 監事

(報酬)

第3条 評議員が、その職務のため評議員会に出席したときは、別表第1に掲げる報酬を支給する。

- 2 常務理事を除く役員等の報酬は、別表1に掲げる額とする。
- 3 常務理事の報酬等については、別表2に掲げる額とする。ただし、本会職員の身分を有する者若しくは川崎町の一般職の職員の身分を有する者が兼務する場合は、支給しない。
- 4 川崎町の一般職の職員の身分を有する役員等又は本会職員の身分を有する理事は、報酬の支給対象としない。

(費用弁償)

第4条 評議員及び非常勤の役員等がその職務のために出務した場合は、別に定める費用弁償規程に基づき、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、社会福祉法人川崎町社会福祉協議会旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常務理事に対する報酬等の支給時期及び方法等は、本会職員の例による。

- 2 評議員、非常勤の理事及び監事は、出務の都度日額として現金で支払う。
- 3 会長及び副会長は、別表第1に掲げる額を月額として支給し、支給日及び支給方法等は、職員の給与支給の例による。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 社会福祉法人川崎町社会福祉協議会非常勤役員等の報酬及び費用弁償規程は、廃止する。

別表1 (役員報酬)

区 分	報酬の支給基準
会 長	月額 34,000円
副 会 長	月額 14,000円
理 事	出務1日につき 日額 2,000円
監 事	1、監査業務 出務1日につき 日額 5,000円 2、上記以外 出務1日につき 日額 2,000円
評 議 員	出務1日につき 日額 2,000円

別表2 (常務理事関係)

報 酬	手 当 等
月額 200,000円 (非常勤職員就業規則別表第2、再雇用職員に準ずる)	<ul style="list-style-type: none"> ・賞与 なし ・通勤手当 あり ・健康保険 あり ・厚生年金保険 あり ・労働保険 なし